

北上地区消防組合訓令第1号

消防機関

北上地区消防組合公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年5月12日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

北上地区消防組合公印規程の一部を改正する訓令

(別紙のとおり)

北上地区消防組合公印規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合公印規程（昭和51年北上地区消防組合消防本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前								改正後							
別表(第3条、第4条関係)								別表(第3条、第4条関係)							
種類	名 称	ひな型	印材	大きさ (ミリメートル)	個数	使用区分	管 守 責 任 者	種類	名 称	ひな型	印材	大きさ (ミリメートル)	個数	使用区分	管 守 責 任 者
庁印	北上地区消防組合印	1	つげ	方 30	1	組合名をもつてする文書	庶務担当 主 幹	庁印	北上地区消防組合印	1	つげ	方 30	1	組合名をもつてする文書	庶務担当 主 幹
庁印	北上地区消防組合 消防本部印	2	つげ	方 30	1	消防本部名をもつてする文書	消 防 次 長	庁印	北上地区消防組合 消防本部印	2	つげ	方 30	1	消防本部名をもつてする文書	消 防 次 長
職印	北上地区消防組合 管理者印	3	つげ	方 21	1	管理者名をもつてする文書	庶務担当 主 幹	職印	北上地区消防組合 管理者印	3	つげ	方 21	1	管理者名をもつてする文書	庶務担当 主 幹
		4					削 除			4					削 除
職印	北上地区消防組合 会計管理者印	5	つげ	方 21	1	会計管理者名をもつてする文書	会 計 管 理 者	職印	北上地区消防組合 会計管理者印	5	つげ	方 21	1	会計管理者名をもつてする文書	会 計 管 理 者
		6					削 除			6					削 除
職印	北上地区消防組合 事務局長印	7	つげ	方 21	1	事務局長名をもつてする文書	庶務担当 主 幹	職印	北上地区消防組合 事務局長印	7	つげ	方 21	1	事務局長名をもつてする文書	庶務担当 主 幹
職印	北上地区消防組合 消防本部消防長印	8	つげ	方 21	1	消防長名をもつてする文書	消 防 次 長	職印	北上地区消防組合 消防本部消防長印	8	つげ	方 21	1	消防長名をもつてする文書	消 防 次 長
職印	北上地区消防組合 北上消防署長印	9	つげ	方 21	1	北上消防署長名をもつてする文書	北 上 消 防 署 長	職印	北上地区消防組合 北上消防署長印	9	つげ	方 21	1	北上消防署長名をもつてする文書	北 上 消 防 署 長
職印	北上地区消防組合 北上消防署長印 (和賀中部分署専用)	10	つげ	方 21	1	和賀中部分署長の 代決又は専決事務 に係る文書	和 賀 中 部 署 長	職印	北上地区消防組合 北上消防署長印 (和賀中部分署専用)	10	つげ	方 21	1	和賀中部分署長の 代決又は専決事務 に係る文書	和 賀 中 部 署 長
職印	北上地区消防組合 西和賀消防署長印	11	つげ	方 21	1	西和賀消防署長名 をもつてする文書	西 和 賀 消 防 署 長	職印	北上地区消防組合 西和賀消防署長印	11	つげ	方 21	1	西和賀消防署長名 をもつてする文書	西 和 賀 消 防 署 長
								<u>職印</u>	<u>北上地区消防組合 北上消防署長印 (大堤分署専用)</u>	<u>12</u>	<u>つげ</u>	<u>方 21</u>	<u>1</u>	<u>大堤分署長の代決 又は専決事務に係 る文書</u>	<u>大 堤 分 署 長</u>

別表2（第3条、第4条関係）

公印ひな型

1	北上地区 消 防 組 合 印	2	北上地区 消防組合 消防本部	3	北上地区 消防組合 管理者印	4 削除	5	北上地区消 防組合会計 管 理 者 印	6 削除
7	北上地区 消防組合 事務局長印	8	北上地区 消防組合 消防本部 消防長印	9	北上地区消 防組合北上 消防署長印	10	和賀中部分署 北上地区消 防組合北上 消防署長印 専 用	11	北上地区 消防組合 西和賀消 防署長印

別表2（第3条、第4条関係）

公印ひな型

1	北上地区 消 防 組 合 印	2	北上地区 消防組合 消防本部	3	北上地区 消防組合 管理者印	4 削除	5	北上地区消 防組合会計 管 理 者 印	6 削除
7	北上地区 消防組合 事務局長印	8	北上地区 消防組合 消防本部 消防長印	9	北上地区消 防組合北上 消防署長印	10	和賀中部分署 北上地区消 防組合北上 消防署長印 専 用	11	北上地区 消防組合 西和賀消 防署長印
12	大堤分署 北上地区消 防組合北上 消防署長印 専 用								

備考 改正部分は、下線の部分である。

### 附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。